

答申第 1207 号

諮問第 1870 号

件名：国費・県費で購入する基準が記載された文書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 7 年 9 月 12 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 24 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 7 年 9 月 12 日に愛知県警察本部情報公開窓口を訪れ、行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

この行政文書開示請求書に記載された、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項欄の記載内容は、

災害用資機材については、国費又は県費で購入される。

国費・県費で購入する基準が記載された文書

（請求日現在 警備第二課で管理するもの）

と記載されていた。

(イ) 本件請求対象文書の調査

本件請求対象文書は、警察本部警備部警備第二課が管理する行政文書のうち、処分庁が災害用資機材を購入する際、国費又は県費のいず

れによるものか判断する基準が記載されたものとなる。しかしながら、処分庁が災害用資機材を購入する際、国費又は県費の財源を考慮して必要な災害用資機材を購入することから、国費又は県費のいずれで支弁するか定める基準は存在せず、本件開示請求に合致する行政文書は作成又は取得しておらず、存在しなかった。

イ 本件処分

前記ア(イ)のとおり本件請求対象文書を管理していないため、処分庁は、条例第 11 条第 2 項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、本件処分を行った。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、処分庁が国費と県費で機材を購入しているのに、その基準がないことはありえない旨主張し、それらの文書の開示を求めている。

しかしながら、本件請求対象文書は上述したとおり、作成又は取得しておらず存在していないことから、審査請求人の主張は理由がなく失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、処分庁が災害用資機材を購入する際、国費又は県費のいずれによるものか判断する基準が記載された文書である。

(2) 本件請求対象文書の存否について

処分庁によれば、災害用資機材を購入する際、国費又は県費の財源を考慮して必要な災害用資機材を購入することから、国費又は県費のいずれで支弁するか定める基準は存在しないとのことである。

また、当審査会において処分庁に確認したところ、災害の発生時期、規模等は想定できないことから、その都度必要なものを判断して購入しているが、国費又は県費のいずれで支弁することも可能であり、支弁する基準は設けていないとのことである。

これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

災害用資機材については、国費又は県費で購入される。

国費・県費で購入する基準が記載された文書

（請求日現在 警備第二課で管理するもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
8 . 2 . 3	諮問（弁明書の写しを添付）
8 . 7 . 1 0 (第 731 回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
8 . 8 . 1 7 (第 733 回審査会)	審議
8 . 9 . 2 9	答申